

「第 14 回高知県南海地震条例づくり検討会」

平成 19 年 8 月 24 日（金）

8 名の委員、事務局、報道等傍聴者

（事務局）

第 14 回高知県南海地震条例づくり検討会を開催させていただきます。

本日は、お忙しいところご出席いただきましてまことにありがとうございます。最初に本日の配布資料についてのご確認をさせていただきます。次第の裏側をご覧ください。資料一覧表を配っておりますけれども、まずは資料につきましては、事前に送付させていただいておりますけれども、資料 1 の 1 と資料 1 の 2 に修正がございます。お手数でございますけれども、差し替え頂きたいと思っております。

次に、資料 1 でございますけれども、骨子案に対する意見や対応についての一覧でございますけれども、内容によって 3 つに分けております。説明致しますと、まずは資料 1 の 1 でございますけれども、条例の規定に関する意見について載せておまして、前回検討会の資料 3 としてお配りした物の前半部分にあたります。次に、資料 1 の 2 でございますけれども、事業提案それから要望等に関する意見について記載しておりますけれども、これも前回の検討会の資料 3 の後半部分にあたります。この 2 つの資料につきましては、基本的に前回の検討会でお配りした物と同じでございます。しかし、前回の検討会での意見等を基に修正した部分がございます。極軽微な物を除きまして、修正した部分をゴシック体で表示してございます。それと、資料 1 の 3 でございますけれども、前回の検討会の後、議会の総務委員会におきまして、南海地震条例の骨子案について説明をした際に、ご意見を頂いております。それに対する考え方でございます。最後に、資料 2 でございますけれども、条例の骨子案です。これにつきましては、パブリックコメントに書いた骨子案を基に資料 1 により修正する部分をみえて自然に作成しております。抜けている資料がございましたら、おっしゃって頂きたいと思っております。

それでは、会議に移らせて頂きます。本日ご欠席の委員は、土井・半田・久松・藤原の 4 名の委員でございます。委員 12 名のうち 8 名の出席ということで、委員の過半数の出席が認められますので、設置要綱第 5 条第 2 項の規定によりまして本検討会が成立していることをご報告させていただきます。

続きまして議事に入ります。検討会設置要綱第 5 条で会議は会長が議長になると定められておりますので、岡村会長に検討会の進行をお願いしたいと思います。それでは岡村会長よろしく申し上げます。

（岡村会長）

皆さん、おはようございます。暑い中、お集まり頂きましてありがとうございます。

先週、今後の調査の打ち合わせもありまして、柏崎の方へ行ってまいりました。印象としては、大体南北 15 キロ位の範囲に本当に集中していると言う事で、ちょっと外れるとほとんど目に入る被害がないですね。マグニチュード 6.8、神戸よりも更にローカルな被害というのが、第一印象でございました。ただ、一般道路は、まだほとんどが損壊している訳ですから、高速道路も似たような状況で、50 キロ規制で使えるのは片側だけなんです。大渋滞でしたね。仮設住宅も始まっているんですけども、本当にまた 1 年、2 年と長い、苦しい、雪国でございますので、冬はなかなか雨季と同じで動けないと言う、高知とはまた違った苦労がある訳ですけど、避難生活を余儀なくされている方がたくさんいると言う事ですね。将来やっぱり大変な事だと思います。一見そこにある物は、ほとんど使い物にならないような状態になっていますが、本当の苦しみは現地の方は、これからかなという思いが強くなりました。

今日は、前回に引き続きましてご議論頂きたいのですが、お手元の議事次第に従いまして、会を進めさせて頂きたいと思います。前回、条例の骨子案に対して頂いたご意見について対応案を検討した訳ですが、今回も同じようにして進めたいと思います。本日の検討会の進め方と致しましては、前回同様、最初に全体に関するものと第1章の部分、次に2章から5章まで、6章から8章まで、最後の9章から以降の4つに分けて検討したいと思います。資料1と2、資料1と1と2につきましては、前回の検討会に出された資料を修正した物でございますので、修正された物を中心に議論したいと考えております。この様な順番で進めて行きたいとおもいますが、ご意見ございますでしょうか。それでは、まず全体に関する件と第1章に関する件について検討致します。事務局から説明をお願い致します。

(事務局)

それでは、資料1の1と資料1の2、1の3、それから資料2、それぞれに関係する部分ですので、該当する部分についてご説明をさせていただきます。資料の1と1と1の2につきましては、前回検討して頂いた資料ですので、時間の都合上大きく修正させて頂いたものについてのみ、ご説明をさせて頂き、軽微な修正については、割愛をさせて頂きたいと言う風に思います。それでは、最初に全体と第1章に関しましてご説明をさせていただきます。

まず資料の1と1をご覧頂きたいのですが、2ページのNo6になります。このNo6について、パブリックコメントではこの条例においては市町村の役割が薄いというご意見が出されたものです。このご意見に対しまして、前回の資料では市町村の方でも地震条例を制定して頂いて、地震対策の充実に努めて頂きたいと言う風に表現をしておりましたが、条例をつくるかどうかというのは、市町村が判断する事で少し踏み込み過ぎていた部分もございましたので、地域の課題や実情に即した取組の基本方針や推進計画などを策定いただき、というふうに表現を見直したいと考えております。

次に、No7になります。パブリックコメントでは、県の条例でも市町村の責務が規定出来るよう地方自治法の規定を除外する特別措置法を整備が出来ないかというご意見が出されたものです。このご意見に対しまして、前回の資料では、ご意見への対応は困難というふうに表現をしておりましたが、なぜ困難かを少し説明する事が必要と思いましたので、「地方自治法の規定を除外する特別措置法は、国会を通して作成される法でなければできません」というふうに表現を見直したいと考えております。

次に、下になりますが、No10になります。パブリックコメントでは、責務の並べ方について、「県」、「市町村」、「事業者」、「県民」の順にすべきではないかというご意見が出されたものです。このご意見に対しまして、前回の資料では「この条例は自助・共助を基軸としているため、まず県民、事業者から責務を規定していく」というふうに表現をしておりましたが、なぜ自助・共助を基軸としているかと言う事を説明をする必要もあるかと思いましたので、ここに書いてますように南海地震の備えや取組には自助・共助が大変重要であり、今回の条例ではそうした自助・共助を基軸としていますというふうに少し言葉の方を追加したいと考えております。

次に3ページのNo12になります。パブリックコメントでは、市町村の役割について「災害対策基本法をはじめ災害に関する全ての法令を遵守して」という文言をこの役割の中に追加してはどうかというご意見が出されたものです。このご意見に対しまして、前回の資料では、法令を遵守することは当然で条例に記載する必要はないというふうに表現をしておりましたが、もう少し丁寧にお答えする必要があるかと言う風に思いましたので「災害対策基本法で規定されている義務は、市町村としても当然認識しておりますので、条例で重ねて規定するのではなく」というふうに表現を見直しさせて頂きたいと考えております。

次に、資料1の3になります。No72になりますが、高知県議会の総務委員会の方から頂いたご意見で、

そのご意見に対する考え方を整理したものでございます。右上に資料1の3と言う風にふっておりますが、1の3の72になります。ご意見の内容としましては「防災文化という言葉は、一般的に認識されたものなのか。いろんな受け取り方をされるとすると、条例で使う言葉としては適当でないのではないか」というご意見が出されています。このご意見に対しまして「南海地震の被害を軽減するために、自助や共助の取組を全県的な運動として展開して行くだけでなく、繰り返し行い、習慣としていくことで、防災文化として根付かせていく視点が重要で、条例の基本理念を締めくくる言葉として使っていると言う事を説明しております。また、防災文化という言葉が使われている例としては、2005年に神戸市で開催されました国連防災世界会議で、世界が共通して取り組む5つの防災目標の1つとしまして、「すべてのレベルで防災文化を構築するため、知識、技術、教育を活用する」といったことが掲げられていることを説明しております。

次に、73になります。ご意見としまして、事業者の責務の記載について「地震発生後には事業を継続するよう努力することは当然のことで、あえて事業者の責務にそのことを規定する必要があるのか」というご意見、それから「事業者の責務の1項と2項が同じような内容になっているので、読みやすいように修正する必要があるのではないか。」更に「事業者の責務として、周辺の人への救助にあたるといったことも規定すべきではないか」と言ったような意見が出されています。これについては、地震時には事業者は地域の方と協力をして避難誘導や救助活動などにあたる必要がありますので、地震発生前と地震発生後における事業者の責務の表現の見直しも併せまして、第1章の第5の事業者の責務を修正したいと考えております。具体的に申しますと、資料2の2ページの中ほどになりますが、事業者の責務になりますが、ここでの1の方では、事業者として予め行う事を1で規定しておりますが、震災から事業所内の人の生命、身体を守る事、それから周辺の居住者等への自らの施設、設備等による被害を最小限に抑える事、そして地震発生後も事業の継続を行う事と3つを規定し、その為に被害の軽減のために必要な備えを行うよう努めなければいけないということを規定するよう修正をしたいと思っております。そして、2の方では事業者として地震が発生した時に行う事になりますが、1の表現と重なると言う事になりますので、表現を見直して「地域の自主防災組織や住民と協力をして、避難誘導、救助活動、消火活動等の活動を積極的に行うよう努めなければいけません」と修正をしたいと考えております。

資料1の3にお戻り下さい。74になります。74でのご意見は、第1章の第3基本理念の中の(4)において、県自らが、社会基盤の整備を行うよう規定していると言う事について、県の責務の方でも、現状の骨子案では南海地震対策を推進すると言う事だけで、具体的社会基盤の整備とかハードとかの規定がないと、県の責務においても、ハード対策について規定する必要があるのではないかというご意見が出されています。このご意見に対しまして、この条例は、第1章の総則で条例の全体にかかる基本理念や基本理念を実現するための各主体（県民、事業者、県）の基本的な責務などを明記し、具体的に取り組む中身は、第2章以降に規定する構成としている事を説明しています。公助に関しましては、第3の基本理念の(4)に、震災に強い地域社会を実現するために、自助、共助の取組を支援することと併せて、県民や地域、事業者などではできない対策を県自らが行うことを規定しており、社会基盤の整備や専門的な応急救助活動は、その例示としてあげたものである事、そして、第6の県の責務の方では、この基本理念を実現するために、組織と機能のすべてをあげて、計画的に進めていくという基本的な方向付けを規定しており、ハード対策などの具体的取組については、第2章以降に規定しているという考え方を説明したところです。この県議会の総務委員会というのは、2回開かれまして、2回目の時にこういった考え方を説明したところなんです。それに対して再度この県の責務においてハード対策に続けることについて、検討会で検討出来ないかと言う風なご意見が出されているところです。全体の第1章についての説明は、以上です。

(岡村会長)

はい、ありがとうございました。ただいまのご説明のとおり、県の責務のところハード対策を規定するところについて、改めて検討会で検討してほしいという意見が出されているようですが、これに対して委員の皆さん方のご意見がございましたら、頂きたいと思います。いかがでしょうか。

(多賀谷委員)

今のお話の作業は、ぜひ必要だと思うんですね。というのが、なぜかと言いますと、そういうできる・できないは後の問題として、いろんな問題がありますから、それはそれとしてどこまでは考えたよという、そういう基本的な姿勢だけは、きちんとしておかななくてはいかんと言う事と、それから、皆さんにいわゆるリスクコミュニケーションといいますか、こういうものだよと言う事を理解してもらおうと言う意味でもぜひ必要な作業だと言う風に私は思っています。ですから、できる・できないの議論は後にして、とにかくどこまで考えたのかと言う事だけは、きちんとしておかななくてはいかんと思います。

(岡村会長)

ありがとうございました。他にございませんでしょうか。

現実的にも現在の南海地震対策というのは、橋の補強をしてあるとかいうんですけども、ハードに関する対策というのは、かなりの資金・予算がかかりますので、それでやはり残されているわけですけど。先程多賀谷委員が、おっしゃいましたように、イメージしてどこまで何をすればと言う事が出来るのかと言う、予算とかそういうのを関係なく一度考えておいて、科学的に、工学的に考えておいて、現在のところその中で無理なところは無理だとして、分けていかないと時間がなく先に進まないと思います。他にございませんでしょうか。

(上田委員)

市町村の役割について、いろんな意見が出ております。これについて、例えば、2ページの1の1の6で、意見に関する考え方で地域の課題や実情に即した取組の基本方針や推進計画などを策定していただきとなっていますよね、法律と条例とか市町村と県の違いなんかで行くと、そうなるんでしょうが、どうしてもやはり、条例からみた県に対する姿勢といいますか、弱いと言う印象をどうしても与えますけど、例えば、この条例の中に盛り込む事が出来るのか、或いは付帯決議みたいな形で出来るのか分かりませんが、例えば市町村長は、この条例の趣旨にのっとり市町村の責務として南海地震対策に積極的に取り組む事を強く望みますとか、そういうもう一歩ちょっと踏み込んだ規定の仕方が出来ないかなと言う事を考える訳です。それは、市町村の役割の中で使えるのか、或いは付帯決議なのかを検討していかないといかんですけど、そういった取組みがちょっと必要じゃないかなという印象としてあります。

(岡村会長)

努力義務ではなくて、もう少しきつい、要求を書いた方がいいんじゃないかと言うご意見です。

(上田委員)

行動を促すという意味で、何か工夫があるんじゃないかと。

(事務局)

先ほどのご意見でいうと、県を主語として市町村に取り組みをして頂きたいと望む書き方をというご意見に受け取りました。まさしく市町村を主語にすると書けないと思いますが、県側を主語にしてと言う事でいうと、どうなるのかちょっと今判断つきにくいところなんですけど、それを条例で書く事になるのか、別の取組みになるのかと言う事、実際の取組みとしては市町村と検討会を作って検討したりとか、実際の対策の中で、やっているのはやっているんですが、それが県民の方に見えないということがあるので、多分条例の中にもそう言った事を言い続けた方が良くないかというご意見だと言う風に受け止めたので、ちょっとそこは今後条例案をして行く中でそう言う事が条例の中に入れられるのかどうかという部分も含めて考えてみたいと思います。

先ほどハード対策の件でございますけれども、総務委員会の方でもちょっと説明したんですが、いま考えておりますのは、さっき説明をしましたような基本理念でどういう対策であるべきかかという事の大枠を捉えて、それを責務で果たすべき務め、それであと各章で具体的に落とし込んで行くと言う事でございます。県の責務につきましては、一応ここでの表現としては、南海地震対策を計画的に推進すると表明している訳なんですけども、資料の1ページの方に「応急・復旧・復興までの総合的な対策を行う」ということを南海地震対策と位置づけています。理念を加えた責務のところでは、ここでは県の身がまえとともに、方向と言う事で説明したんですけど、県の対策としては、ハード対策から始まって、ソフト、ソフトと言いましてもいわゆる県の組織の強化であるとか、それから、いわゆる単年度的な会合や検討会を持ったり、計画書を作ったり、マニュアルを作ったり、そう言った物に加えて、防災訓練等もありますし、また水門等につきましては、いわゆるハードでは出来ない管理面でのそういった物を含めての総合的な対策と言うような事で方向づけを示したという事で、あとの細かい点につきましては、ここにこういった事に取り組んでいると言う事は、例えば公共施設の対策につきましては、2章の揺れのところに提示しておりますし、津波の対策のハード、それからソフトにつきましては、3章に方で細かい物に規定して行くと言う事で、我々としては、責務のところにはこういった表現の方が良いんじゃないかという風に考えておる訳でございます。

(岡村会長)

ハード対策という言葉が何度も出て来るんで、多分捉え方によってずいぶん違って、例えば津波の防波堤であるとか、それからその津波の地震に耐えられますようにと言うようなイメージを持たれる方もいらっしゃるでしょうし、それから、いま言われたように我々自身が、は耐震補強、建築物の耐震化であるとかいう意味でのハード対策を考えて行くところもあります。それを、先ほどの多賀谷委員とは違うんですけど、どうももう少し定義をきちっとしないと、ハード対策だけで足踏みして、議論していると、とんでもない判断ミスが起こってしまいます。現実である程度掴んでいかないといけないと思うんですけど。いまの具体を含めてご意見ございませんでしょうか。

(青木委員)

今のハードの話というのは、理念のところではハード的な側面の公共事業だとか、そういう事を含めて何か入れられないのかと言う事と、多賀谷委員がいったような形で具体的にもう少しつめるところまで、条例にどこまで書けるかと言う事は別にして、この検討会としては、その側面を十分論議して来なかったのではないのかと言うきらいがあるんじゃないかという指摘と二つあると思うんです。その前のところでは総合的にいって具体的にこの条例の全体像を見ると、どうしてもハードの側面というのがあまり表に出てこないのではないのかという指摘と捉えれば、何か具体的に主体では一応共助・公助というシステム

としては出しているのに対して、対策の中で言えば対策の具体的な方法では予算面だとかあると思うんですが、ハードというのを例示するような事の言葉を一つ入れられるかと言う事はあると思います。具体的には、後の章でかなりハードについても触れている訳だから、それを理念のところちょっとソフトとハードという区分が、対策の区分があり得るのか、だけどハードという言葉は、多分岡村会長がいったようにそんなにうまくイメージするものが提示できるものではないと思います。その辺を少し論議して、ひとつ言葉が入られるかどうかという、総合的計画というだけでは弱いんじゃないかと言うような事、ハードにつづくようなちょっと用語を理念のところにいれられないかという事です。入れにくいというのは、見えにくいと言う事でしょう。

今回でいうと直した部分で、その前のところに「憲法第 94 条により、都道府県は法律の範囲内で条例を作ることができる」と定められています」というのは、これは間違いの部分もあります。具体的には憲法第 94 条で都道府県は、と言う風にはなっていないので、法律の範囲内というものは出ているんですが、都道府県とか市町村の区分を憲法は規定していませんので、そういう意味から行くとこれは変えて頂きたいと言う事です。意見の県民の中のパブリックコメントについて、意見のところで行くと一番最後のところだけが地方自治法の規定をこの条例においては、除外する特別措置、法整備はできないかという問いに対しては、今回太字でゴシックで書いてもらった物で回答にはなると思うんですけども、前半の部分の、県民の生命、身体、財産の保護という極めて緊急で大事な事だから、法律が不備であったり欠けていたら、法律が書いてない・規定されてないから、県も規定をしないんだという姿勢ではなく、条例で書いたらどうかという趣旨と捉えれば、何らかの形で説明をした方が良くかなと思います。

(事務局)

憲法からの引用ではなくて、自治法自体が、都道府県と市町村は上下関係にないというような発想で平成 12 年 4 月から改正されていますので、その趣旨を捉えたものに直すことにします。

(岡村会長)

はい、じゃ他にございませんか。はい、どうぞお願い致します。

(事務局)

若干まだ意見集約が必要だろうと思います。委員からもご意見がありました県の責務のところですが、理念にあって責務にないという県議会の委員会の方からの指摘の部分ですが、繰り返しになりますが理念と言うのは県としての大きな考え方の方向と申しますか、方向の中で県自ら自助・共助の取組みを支援するかとか、或いは、自ら社会基盤の整備とか或いは専門的な応急活動の方の南海地震対策を進めると言う事が基本的な考え方という説明がまずございます。二つ目の中で、県の責務と言う中で県はこうした理念を受けて、組織の機能全てをあげて南海地震対策を行うとか、計画的に推進して行くというはっきりした姿勢をこの責務として、特に第 6 の 1 のなかでそういった理念を受けて、県としても、覚悟というか姿勢と言うものはっきりとうたったもので、あとの第 2 章以下で、そう書くなり或いは基本的な方向、考え方を、具体的にその社会基盤はどうあるべきかとか、或いはソフト面のところは何をすべきかと言う事を、1 つ 1 つ挙げてきたという経緯があります。ただ議会の委員さんからすれば、しっかり責務の中でも謳ってはどうかと言う事だったんですけど、事務局からは、全体の構成として、今回の条例のスタイルとかその中で特に県の責務のところをご覧頂きたいと言う事でお話をしたというところです。いま、委員さんからお話が、各委員からお話がございましたけれども、第 2 章以下の具体的な物を、すべてここの県の

責務の中で書くと言う事は、ここはどう言う形で可能か、いま県の責務として1、2、3、と言う風に触れていますけれども、この構成としても全体がどうなのかということ再度考え直す事もあるかも知れません。これはこれで当然必要であると思いますが、そういう指摘の部分については、事務局としては全体としてはそういう構成、或いは観点と言う事で責務を読んで頂くと、あとの第2章以下にその具体的内容が出て来るのではないかなと言う事でございますので、尚引き続きまた条例を法文化していくわけですから、その段階でもまた戻ってきたいと思っております。

(岡村会長)

はい、他にご意見ございませんようでしたら、次の段落に移らせて頂きます。2章から5章についてご説明お願い致します。

(事務局)

第2章から5章についてご説明をさせていただきます。

まず資料1の1になりますが、3ページのNo13になります。パブリックコメントの方では、地盤が悪い地域にマンションなどの建築物を建てる場合に、建築基準法より厳しい耐震基準を設定する必要があるのではないかというご意見が出されたところです。この意見に対しまして、前回の資料の方では、建築基準法における耐震性能について建築物にある程度被害で出ても、倒壊等を防止して死者が出ないようにするという風に表現をしておりましたが、建築基準法における耐震性能について、死者が出ないようにという事ではなしに、倒壊に至らないことを目的としていると適切な表現に直したいと考えております。

次に、4ページのNo14になりますが、パブリックコメントの方では、業界団体の方から自動販売機は、安全に設置していれば、危険なものでないため、危険工作物等と言う風な略称を見直して頂きたいというご意見が出されたところです。前回の資料においては、この骨子案について見直す方向で検討中と言う事で保留をしておりました。資料2の方を見て頂きたいんですが、資料2の3ページになります。3ページの第2章揺れの被害から命を守るの第2、屋内における転倒等危険物の安全性の向上の部分なんですけど、この1と4のところでは転倒等危険物という略称を使っております。これについては、家具、電気製品、窓ガラスと言う風に略称を使わずに表現をするようにしたいと考えております。同じく資料2の4ページ、第3の屋外における危険工作物等の安全性の向上についてですが、ここにおいても1から3それぞれ危険工作物等と言う風に略称を使っておりましたが、この危険工作物等と言う略称を屋外工作物等というふうに修正をしたいと考えております。あわせて、1のところのブロック塀という表現を「コンクリートブロック造、れんが造、石造その他の組積造の門又は塀」と修正をしてブロック塀からちょっと対象物の範囲を広げたいと考えております。この略称の見直しに伴いまして、資料2の10ページの第1のところの県民の備えの(2)のところになりますが、ここでも危険工作物と言う風に使っておりますので、それを屋外工作物、転倒等危険物というのを家具、電気製品、それから窓ガラスとといふように具体的に表記をしたいと考えております。それから、第2の事業者の備えでも同様の略称を使っておりますので、略称を使わないように表現するよう見直したいと考えております。

資料1の1のNo15になります。パブリックコメントの方では、液状化が想定される区域には、危険工作物をより重点的に指導してほしいというご意見が出されたものです。このご意見に対しまして、前回の資料の方では、現行の耐震基準法の考えを述べた上で建築基準法の基準で設置された工作物等は、転倒や落下の被害は出ないと表現をしておりましたが、転倒や落下の被害は出ないと切り切れるかと言う事もございますので、建築基準法施行令で耐震上の技術基準が定められていると言う事を説明し、県においても、

今後、建築基準法やこの条例の運用のなかで、個別の条件下での被害の危険性が懸念される場合には、必要な安全対策について所有者や管理者に周知をしていくと適切な表現に見直したいと考えております。

それから、5 ページの No19 になりますが、パブリックコメントの方では、緊急時に都市ガスの各弁を住民が止められるように条例に規定して欲しいというご意見が出されているところです。このご意見に対しまして、前回の資料の方では、住民が、住民の判断で勝手に遮断する事は認められていませんので、条例に規定をしたいと言う風に表現をしておりましたが、もう少し丁寧に説明する必要があると思いますので「住民の判断で勝手に遮断するとかえって、安全面から懸念が生じますので、ガス事業者自らが措置やその安全対策を行うことが適当と思われる」と見直したいと考えております。

次に、資料の 1 の 2 の No39 になります。パブリックコメントの方では、木造住宅の耐震化について、ファンドの創設等も検討してほしいというご意見が事業提案という形で出されております。このご意見に対して、前回の資料では具体の対策の一つとして検討していくと表現しておりましたが、もう少し丁寧に説明する必要があると思います。その方法、財源の拠出、県民の負担のあり方などについては、様々なご意見もあり、その効果的な耐震化の進め方などにつきましては、引き続き、検討していきますと表現を見直したいと考えております。

次に、No41 になります。パブリックコメントでは、木造住宅以外の建物についても補助金などを出すように検討してほしいというご意見が出されたものです。このご意見に対しまして、前回の資料では、県の役割や費用対効果などを踏まえて、検討していきたいと表現をしておりましたが、これも、もう少し丁寧に表現をする事が必要かと思いましたので、ここにありますように、地震における人命被害については、特に、昭和 56 年以前の木造住宅に甚大な被害が出て、人命が失われていると、ご提案については、今後の建築物の耐震化の一つの課題と考えますが、ただ行政としては、現段階で最優先で木造住宅の耐震化を進めることが必要であると言う事で、今のところ木造住宅重点で進めて行くと言う風に表現を見直したいと考えております。

第 2 章から第 5 章についての説明は、以上です。

(青木委員)

資料 1-1 の 13 のところで、13 の項目は、15 と同じ趣旨で前回出したんですが、15 の方は直していただいているので、13 の方も 15 と同じような形でもうひと工夫して頂きたいなと思います。この条例検討会とすれば、そういう事を前提にしてこの条例は作っておりますという判断を一回する訳ですから、そういう意味からすると、被害は出ないとされているので十分だという事はあると思うんですけど、そういう事を受けてこの条例は考えていますということ言ってもらった方が、これから基準なんか変わると思うんですが、そういう事を踏まえてこの条例は、当面それを前提にして作っていると、だから、あらたに個別条件の下でより厳格な耐震基準をこの条例で求めようとはしていないと言う判断を、一応正しいという風に言っといた方がいいんじゃないですか。他人の使っていた判断基準をただ並べるよりは、検討会としての考え方をみんなでちょっと補足していただきたい。

(事務局)

ただいまご意見を頂きましたので、ちょっとまた表現については、考えたいと思います。

(青木委員)

15 はほとんど同じ内容ですから、こういう言葉を使ってもらえばいいと思います。主体は、この検討会、

条例をつくる主体は、判断してこう考えていると言う事に終わらないと、文書としても他人任せと言うか。

(岡村会長)

実際、建築基準法につきましては、56年6月の改正施行以降、実は地震毎に改正され、平成10年にも少し手直ししていますし、或いは柱の太さだとか、地震の度にやはり修正をされてきており56年から変化してきていますので、我々としては、56年だけでラインを引いてもやはり建物は特に経年変化が非常に大きいので、その件については、やはり県民の責務としてチェックしていくということは必要です。一般的に56年以前と以降で阪神では大きな差が出たと言うのは事実ですけど、今後、5年、10年、15年とたっていくに従って、急激に高知県の場合、建物も人も高齢化していく、これは大変大きな問題で、そこらへんの経時変化というのは、きちんとこの委員会としては、取り上げておいた方がいいんじゃないかとメンテナンスの問題も含めて、その過去の法律で決まっているから駄目だというふうにはいかないと言う風には思います。

(多賀谷委員)

資料1の19番ですけど、このご意見に対する考え方というこういう文面は、ご意見の内容、ご意見を出した方に対して、こういう文面で説明すると、そういうものなんですかね、そういう位置づけなんですかね。つまりこういう表現がいいのかどうか、それから、ここに四国ガスの場合の話等を書いてありますけれども、これは、公に認められたものなのか、四国ガスさんの独自の物なのか、そういったところをどう説明をされるのかですね。

(事務局)

このご意見というのは、説明会の際にご意見として出たものです。ただ、その場ではガスに関しての知識というのは、事務局にあまりありませんでしたので、十分なお答えが出来てないという部分があります。そのため、そのあと四国ガス、或いは経済産業省の方にお聞きをして、一定の考え方を整理したものです。説明会でその方には、十分ではないにしろそこは条例では難しいでしょうというような話はしているんですが、この後にその方に直接お答えを返すということも出来ませんので、こういった事を思われている方が、他にいらっしゃるかもしれませんので、そう言った方も含めてこういったご意見に対しては、こういう考え方なんですよと言う事を県のホームページなどに載せてお知らせして行きたいと考えています。この内容については、四国ガス、経済産業省の方とは確認をして調整しています。

(多賀谷委員)

そうすると、こういう文面というのはそういう回答としてホームページで出て来るだけで、他の場面では何も出てこないと、そういうことでよろしいですかね。

(事務局)

そうですね、このパブリックコメントの際にも、県民の募集要項とかには書いているんですけど、個別にご意見を返すと言う事は致しません。ただ、当然説明会の際には、ご意見、ご質問を頂いていますので、当然そこでのキャッチボールというものはあるんですが、それ以降の分については、県のホームページをご覧下さいという形にしておりますので、気にかかる方はまた見て頂けるんじゃないかと考えております。

(多賀谷委員)

要は、これが条例として何かどこかの文面に入っていて、そしてこれがある程度の拘束力があるものだというものではないと言う事で宜しいですか。

(事務局)

はい。

(岡村会長)

ほかにございませつか。特に、ご意見がないようですので、今の2章から5章に関しては、修正する件が無いということで基本的には了承いただいたということできたいと思います。それでは、次に移ります。第3段落目ですが、6章から8章に関する意見について、その対応と考え方、それに対する論点についてご意見をいただきたいと考えたいと思います。説明をお願い致します。

(事務局)

第6章から第8章についてのご説明をさせていただきます。

資料の1-1のNo28になります。パブリックコメントでは、震災後の復興において、国内法で立ち退きを求められるということがあると言う事を条例で規定してはどうかといったご意見が出されています。このご意見に対しまして、前回の資料の方では、法律の規定があれば条例より優先して適用されると、地震発生後は様々な法律が適用されますので、条例で規定する必要はないと考えると表現をしておりました。この表現では、法律があつたら条例は要らないというふうに思われるというご意見を前回の検討会でも頂いていましたので、表現の方を見直したいと考えたいと思います。表現の方としては、ここに書いていますように、地震発生後には被災の状況によって様々な法律が適用されると言った事をまず説明をし、立ち退きに関しては、市街地の状況や復興に向けてどのようなまちづくりをするのかによつても違いがありますので、条例で国内法が適用され立ち退かなければならないことがある旨を規定することは適当でないというふうに考えていると適切な表現に見直しをしたいと考えておられます。

次に、No29になります。パブリックコメントでは、住宅を再建するために資金を充実して欲しいというご意見が出されたところですが。このご意見に対しまして、前回の資料の方では、県独自の制度について、課題を整理し、慎重に議論する必要があるという風に表現をしておりましたが、被災した住宅の再建の支援については、被災者生活再建支援制度の見直しが検討されていますので、全国的な枠組みのなかで、課題を整理し、検討する必要がありますという風に適切な表現に見直しをしたいと考えておられます。

それから、次に資料1の3、No75になります。県議会の方からご意見を頂いたものなんですが、第3章の第1の方では津波浸水区域の方では、揺れが収まれば直ちに避難をするように求めているという事で、その一方で、第6章の第2の方では、倒壊家屋等から救出するよう求められているというのは矛盾するのではないかと。すなわち、津波浸水区域では、倒壊家屋等から救出しようとしても、なかなか出来ない場合もあるんじゃないかというご意見が出されています。資料2の方をご覧いただきたいんですが、資料の2の8ページになります。ご意見頂いた部分が、第6章「災害から命を救う」の第2自主防災組織等の救助活動の1の部分なんですが、ここでは津波浸水区域の方では、災害の状況や津波の到達時間に応じて、救助より自らが避難する事を優先せざるをえない場合の事もあろうかと思つたので、骨子案については、アンダーラインを引いておられますが、自らの安全の確保や避難に支障がない限りにおいて、倒壊家屋等から救出を行うように努めなければいけないという風な事に修正をさせていただきますという風に考えておられます。

(岡村会長)

はい、ありがとうございます。ご意見いただきます。ただいまの説明にもありましたけれども、矛盾することがありまして、組織としては、いま言いましたように自らの安全の確保や避難に支障がない限りにおいて救助して欲しいと言う事ですが、個人的にもそれはあって、非常にいろんなところで議論になって、マスコミなんかでも言われているんですが、片方では、非常の持ち出し品を備蓄してと言っておいて、むしろ津波が来るところでは、体一つで逃げた方がいいと言う意見が大勢なんです。そこはなかなか矛盾しているって、これは地域の実情に応じてと言う言葉でひっくり返るしかないんですが、かなり似ている話です。特に津波が来るような場合には、自らの危険を顧みず救助というのは、なかなか難しくなる現実がありますので、非常にすばらしい表現だと思いますが、自らの安全の確保や避難に支障がない限りにおいてという一文をつければ全てが理解されるということではないと思います。地域に応じてなんていう、つつけんどんな言葉ではなく、もう少しご自分でお考えになってという具体的な丁寧な言葉がいいのではないかと思います。

(青木委員)

前の検討会の時に、自らの安全の確保や避難に支障がない時において、ここは確かに的確だけど、これを実際の場面で使うとなると、なかなか苦しいなあと言う発言をしました。要するに自らの言うところが個人一人一人と言う風になる訳ですね、究極のところは、それと共助だとかそういうのがどう言う絡みになるのかと言うので、多分全国のいろんな条例だとか法令で災害対策、地震対策の時に、これはキーワードであって、心得としてはすごく重要だとは思いますが、これを条例を読んで分るかと言うと分らない場面が出て来て板挟みになると思います。実際に、だから自主防災活動だとかそういうのに参加してみた時に、どう言う風に各自が判断できるか、使いこなせるかと言うところで、どうやってやっていくかというのは条例の解説というか、ガイドブックを作っていく時には、一方では共助も大事だと言う気持ちは強調しつつ、これはなかなか要援護者のところをどう言う風にすればいいのかというところの判断は、どうやってシミュレートして日常的に定着させていくかというのは、質問と言う意味じゃないんですけど、違う言葉を言ったらそれはだめだという風に、かえってマイナスがあるという論理を覚えています。阪神大震災の時に以外にとこれに近い言葉が言われていたんですけど、トリアージのときの理解のところと同じですけどね。だからこれなかなかしんどくて、多分解説で書く時には、ちょっと具体的にしないと各自は対応出来ませんよ。それを、日常的に事前にある程度それこそ先の防災文化じゃないけど、そういうので津波の場合のこのケースは、違う安全対策・判断がある訳ですから、そういうのをどうやって考えるかと言うのを少し工夫が必要です。ただこの言葉だけでパッと出来ると言うのは、そこんとこじゃないと出来ないと思うので、その辺工夫というか、具体的に条例を引用していく、定着して、皆が使える条例となるのか、ルールとして提示してもらって、これはもうちょっと噛み砕いて且つ具体的に使える必要があるなと思っています。それが参加して、そういう問題を知っているのだから、これは要望ですけどね、かなりしんどい判断でしょう。

(岡村会長)

個人のレベルでもありますね、個人とまず一番基本の、個人と家族。怪我をした家族を助けようとするので、家族全員が津波でやられる。だから、三陸なんかでは、良く言われているように「てんでんこ」と、家族を助けるな、自分だけ逃げろという、そういう諺さえあると言う事ですね。それはやっぱり、この百

年間で2回も、集落が消えてしまうと言う事を経験したところの非常に重たい言葉としてある訳ですが、それも含めて地域で、崩れているのを助けるかどうか、それを判断をしなければいけない、それを間違えると救助者も全部亡くなってしまいます。もう一つは、例えば公的な救助機関がいたとしても、一般的には時間的には後ですけど、彼らも自衛隊の支援を受けて救助するにせよ、自分が安全を確保出来ない救助だったらしないんです。それははっきりしているんです。プロは、危険を顧みずと言うのはしないんです。自分が犠牲者になるんで。それと個人、社会、地域とかの中で、ローカルには青木委員が言われたように、事前にやっておかないと。どうしろということではできないと思います。実例がないと、別添資料でもいいですが、経験していない人にはなかなかこれは理解できない、厳しい問題です。

(事務局)

そもそも津波の避難等について書いてある条項が、三重県くらいしか見受けられず、他の総合防災条例等も三重県の表現に近くなっています。高知県が、この骨子案で津波については一番書いてある県だと思います。だから今から宮城県等でも条例を作られていくと思いますので、作られたら参考にすればいいと思うんですけども、津波てんでんこという発想について、津波の章を骨子案に作るという時に、以前議論多分されてたとも思いますが、こちらの検討会の皆さんのご意見ですと、津波てんでんこのように家族を置いていけと法令等を書く訳にはいきませんし、また県民ワークショップでも、特に災害時要援護者の事が心配なんだと、何とかしたいんだという県民の思いがもの凄くありますので、そういう県民の気持ちを汲んでこの条例にも反映する必要があると思います。でも各地域や各個人によってどうするのかは違ってきます。法令というものは、そういういろんな状況がある抽象度をもって書く必要があります。人を切り捨てて行くという事は県の趣旨ではないので、避難の仕方についてみんなで話し合うと言う事、避難の仕方というのを家族同士で話し合った時、お互い津波の事を家族会議で決定する家もあり、やっぱりリアカーや猫車などで足が痛いお年寄りの方については引っ張っていく事にする決めた地域あり、いろいろな避難の仕方をそれぞれ確認する、避難の仕方を確認するという言葉、どうするのかというやっぱりそれぞれの地域、それぞれの家族はどうするのかって言う事を結局一番、この一番難しい問題を本気で、かつぎ出してもらうところに、防災文化自身も入りますので、この条例というのは、抽象度をもって書く必要がありますので、避難の仕方をそれぞれ確認する、家族で確認するというような文言でいくのが限界だと思います。絶対その事が出来るかどうかというのは、日頃から訓練をして、津波避難場所までどう言う方法をとったら、どれほど時間がかかる、どう言うルートが何種類用意出来ているというような事を、日頃訓練等で確認出来ていないと、災害時にその事が、行動が取れるはずがありませんので、津波避難訓練を年1回するという事を、他より強めに書いているのは、津波指向の我が県の骨子案の特色としておりますので、やはりそこに解決方法があるんだというような整理で、やっている皆さんの事を纏めて、いま骨子案に書いております。やっぱり結局は、話へ訓練をして確認をして、これで出来ると思って確信を持ってないと、そのようになかなか自分の生命を危険に晒さないとかいう事の判断は、やっぱりつかない。以前訓練をやってみた事があるから出来ると思うと思ってやれるんだと思います。そう言う事をやっぱり繰り返しやってみて不安をなくして行くと言う事を、この条例では書くべきではないかと、仕組みとして、仕組みが必要ですので、その事を書くべきかなというので、いま骨子案はそのようになっています。

(岡村会長)

少し話しがもとに戻るかも知れませんが、家族や自分を守るための避難用品、非常持ち出し品の準備であるとかいう事もあるんですが、ご意見にありますように、それをむしろそれを探さないで体一つで逃

げなきゃいけないという矛盾したところがあるわけです。同じ事なんですけども。ありとあらゆるところでそういうのがあって、ただ出来ればそれほど持つて行く方がいいんですけど、お年寄りなんかはそれを持つと逃げられなくなってしまうと。なかなかそのどうすればいいとかないう訳で、あくまでさきほど言われました説明になるんだと思います。

(上田委員)

先ほどから意見が出ておりますが、会長からもちょっと話があったんですけど、自衛隊とか警察官とかは、職業意識として場合によって、身の危険を顧みずに助けに行く事はあるんですけどね。職業倫理として強ければ強いほどそうです。ところが自主防災組織もボランティア組織です。ボランティア組織ですから職業人とはまた違うんですけども、しかしこの条例でも救助しなければなりませんというように、きちんと責任を持った組織となってくる訳です。そうすると、段々と責任感が出てきます。ですから、確かに判断は難しいんですが、ここに修正で書かれているような文言がなかったら、ひょっとしたら使命感が強い人は、身の危険を顧みずに、或いは判断を間違っていくかもしれません。そういう意味で言うと、自らの安全の確保で非難に支障のない限りにおいてというのは、適切な表現であるとは思いますが、それから、そういう判断能力は、どうやってするかという、いま事務局の方からもお話がありましたように、日頃の訓練とか、勉強会に参加とか、そして他県の例とか、いろんな事を学んだ上で総合的に判断出来るような力をつけて行くと言う事が、確かに大事になってきます。ただこれは、この場合はこれでいけますよとか、この場合はいけませんよとかいうように、場合を分けて事例を示して、それに当てはめて判断する事は出来ませんが、一つの資産として、それは有効ではないかとも思っております。それでこの表現については、賛成です。ひとつの歯止めにもなるし、判断の材料にもなるし、勉強のコンテンツにもなるという意味で、いいかと考えております。

(小野委員)

私も同じような意見ですけども、やはり自分の命は自分で守って、なおかつ自分に助ける力が残っていれば、他人も助けるという事になるんじゃないかと思っております。自分の命がなくなったら、他人を助ける事も出来ませんので、まず自分の命を大事にして、先ほども言いましたように、それで余力が残っておれば、他の人を助けると言うような事で、いいのではないかなと。

(細川委員)

自らの安全をという事なんで、一番的確な表現であろうかと思うんですが、一番的確ではない表現ではないかなと私は正直思っております。私は、医療関係に勤めておりますので、日頃常々自分の命よりもまず患者さんの命をという事を教育されております。やはり責任感を持ち仕事をしている訳なんですけれど、自分の命も大切だけれど預かっている命というのが、私たちにとっては非常に重たい物であります。自分の命を賭けてでも患者さんの命を守らなければならないという場合もありますので、的確な表現であって差し支えはないんだろうけれど、やはりそれに向かって何をすべきなのか、自分の命をどうやって守るべきなのか、またその周りの人の命をどう言うふうにする、していくにはどういうふうな訓練をしたらいいのかと言う事を、今一度県からももう少し呼びかけがあればいいのではないかなと思っております。どうしても私たちは、トリアージという人の命に対して評価というものをする場合があるんです。この人は、もう到底治療してもダメだとか言う評価をする部分については、人間的にはものすごいエネルギーがあるので、そこの辺りも考えまして、やはりもっとももっともう少しここは、掘り下げていかなければならない部分で

はないかなと、私自身は思います。

(西坂委員)

質問を兼ねた意見と言う事なんですけど、さきほどご意見の中でガイドブックや解説文をつける時にはという表現が一つあったと思うんですが、この条例を出す時に解説文なり、もう少し噛み砕いたハンドブックというものが、実際出される予定があるのかと言う事と、その内容について、この会で検討するのか、しないのかという事を、ちょっとお聞きしたいなと思っています。その意味としては、特にこの表現にもありますように、この条例で書いてある部分、また書いてない部分についても、こういう意見があってここまで議論をしてというのが特に大事な要素というのが、各所にあると思うんで、それを是非事例なり、データなり一緒に公表して欲しいという気持ちもありまして、それがどこまで予定されているのかというのを出来ればお聞きしたいと思っています。

(岡村会長)

今後の方向も含めて、何か他にありますか。

(事務局)

当然、条例が議会で議決をされて成立をしてというふうな事になるかと思いますが、この条例は、掘り所にしながら自助、共助、公助それぞれ取り組んで行くと言う事になりますので、分り易くこの条例を知って頂くと言う事で、解説文と言う形で全部解釈するみたいな部分もあります。そういったものを作成して逐一報告して行くという事は必要になってくると思います。ただ、いま条例案文を作るという事に軸足を置いておりますので、そういったものを作るのはこの検討会の場ではなく、検討会での議論等を踏まえながら、条例が制定した後の作業となって来るんじゃないのかなと思います。骨子案を作る段階でも、県民の方に何を分かって頂けるのかと言う事で、その用語の説明であるとか、なぜこの条文が必要なのかとか言うような事を付け加えてパブリックコメントの骨子案を出しましたが、それと同じようにやはり条例案を作った際にも、用語の解説であるとか、これがどう言う趣旨でこういう文言になっているのかとか、そういった事を解説するには、先程の内容にもありますように、自らの安全の確保が必要がないとか言う事はいったいどういう事なのかとか、そういった部分も踏まえて問題提起も必要だろうかと言う風には考えております。

(岡村会長)

前に出したハンドブックであるとか、それからその後に、基本的方向の冊子がありましたよね。ああい物を総合してもう一度というか、その継続した何かを作って頂く、そういう物が県民側としてないかというような県民からのご意見がありましたよね。それと今のご意見は、検討して来たもう少し具体的な物は何か、きちんと公表するような機会と、それからこの条例が出来た後にもどのようなプロセスがあるかを理解する。そこに共通した心配は、出来たら終わり、やったら終わりというイメージが漂っているんじゃないかというんで、それを継続的に、やっぱり皆さん心配しているのは継続的にきちんきちんとやっていくと言う方向づけが必要である。だから、そこはもう今のご意見で、もちろん我々としては、ちょっとこれで終われないというところがあるんじゃないかと思うんですが、将来性も含めて、或いは見直しも含めてと言う風な道筋があるかということをやっぱり絶えず考えつつ、或いは県民に理解というか、県自らが絶えず見て行く事は大事な事だと思うんですけど。

(多賀谷委員)

この話は最初に委員会が立ち上がった頃から、いろいろといろんな形で議論されているんだと思うんですけど、それと皆さん方の先程来のご意見の繰り返しのような形で、申し訳ないんですが、これ要するに個人レベルの極限状態での個人レベルの危機管理なんですよ。こういう事に関しては、その個人の倫理観だとか、それから宗教観だとかですね、そういうものに大きく左右されるもんだろうと言う風に思うんですね。それがだんだんプロ的になってくると、先程の話のようにそれなりのプロとしての意識であると言う事になってくるんじゃないかなと言う気がするんですけど、そういうものを条例としてどこまで取り上げて、どこまで説明するのかと言う事と、それから、まずそういう個人レベルで判断をしなきゃいかん、その判断の基準として、この条例を、ある意味ではテキスト的に使ってもらわなきゃいかん。その判断基準になるような文言がいろんなところに出ている訳ですよ。そういうものをうまく皆さんに分かってもらうような、或いは浸透させるような仕組みを作る必要があると言う気がするんです。それは、今から恐らくいろんな形で人口計画なり何なりが立てられると思うんですけども、そういう中にこういった物を、どう言う形で整理して持って行ったら皆さんの理解が得られやすいかと言う、そういうやり方の議論も一つあるんじゃないかなというふうに思います。

(岡村会長)

はい、ありがとうございました。三つ項目が終わったんですけども、ちょっと休憩にします。

(岡村会長)

それでは最後のパラグラフに移ります。9章と10章に対する意見と考え方について説明をお願いします。

(事務局)

9章と10章についてのご説明をさせていただきます。まず、資料1の1をご覧頂きたいのですが、7ページのNo30になります。パブリックコメントの方では、事業者の備えについての実施の有無の公表といった事、或いは認定制度を設けてはどうかといったご意見が出されています。このご意見に対しまして、前回の資料では、事業者には社会的な責任があると表現をしておりましたが、もう少し丁寧に表現をする事が必要と思われるので、法令遵守や環境への取組など自ら取り組む社会的な責任があると表現を見直しさせていただきます。また、公表に関して慎重に対応すべきと以前は表現をしておりましたが、事業者自らが取り組むべき備えを行政が公表するといったものではありませんので、事業者自らが判断し、対応すべきというふうに適切な表現に見直しをさせていただきますと考えております。

次に、8ページのNo36になります。パブリックコメントでは、緊急地震速報について条例で規定をし、対策を行ってほしいというご意見が出されています。このご意見に対しまして、前回の資料では、現時点では県や市町村が直接情報提供に携わる必要があるかの方向性が定まっていないと表現をしておりましたが、緊急地震速報については、行政としても情報を提供して行く事が求められておりますので、緊急地震速報の利用により、かえって混乱が生じたり、被害が拡大することがあってはいけませんので、県民自らがこうした情報の取り入れと併せ、混乱なく公共施設などでの利活用ができるよう検討を進めていきますという事で、一定の公共施設においても検討を進めて行くという表現に見直しをしております。

資料1の2の4ページNo58になります。パブリックコメントの方では、県職員も地域の防災訓練に参加するよう強要して欲しいというご意見が出されています。このご意見に対しまして、前回の資料では、

必要な知識の習得や備えが進むよう、研修や訓練の機会を拡充していくと表現しておりましたが、研修や訓練を用いて地域の活動に繋げて行くことが重要ですので、機会があるごとに、地域の一員として地域の活動を行うよう促していきますと適切な表現に見直しさせていただきますと思います。

同じく資料1の2の5ページNo66です。パブリックコメントでは、市町村の防災対策の取組の情報を県のホームページで集約してはどうかというご意見が出されたものです。このご意見に対しまして、前回の資料では、情報提供する前提として、市町村の同意と情報の整理が必要と表現しておりましたが、もう少し丁寧に表現をする事が必要と思いましたので、有用な方法と考えるとした上で、市町村から情報提供の仕組みや情報の中身等を整理、調整すべきことも多く、今後の一つの課題とさせていただきたいと表現を見直しさせていただきます。

6ページのNo70になります。パブリックコメントでは、行動計画がどのようなものか教えてほしいというご意見が出されたものです。このご意見に対しまして、前回の資料では、作成スケジュールやプロセスを県のホームページなどで公表していくと表現しておりましたが、現時点においては、行動計画をどのような形で作成し、その過程を県民の方にどのようにお知らせするのかということがちょっと内部でも議論・整理が出来ておりませんので、その内容はできるだけ県民の方にお知らせしていきますと表現を見直しさせていただきます。

次に資料1の3の2ページNo76になります。県民の備えについて届出義務を課さないと実効性が保てない項目があるのではないかとご意見、また、全ての事業者、全ての項目とはいかないまでも、届出が必要な部分があるのでないかというようなご意見が出されています。このご意見に対しまして、南海地震への備えは、県民、事業者、地域それぞれが主体的に取組むことが基本であり、行政が関与し、強制的に行わせるものではなく、県の役割としては、条例に規定される事業者の取り組みが進むよう、情報提供や支援などを行っていくことが重要と考えますので、業界団体等と連携し、必要な対策を実施していくという考え方をご説明しております。

次にNo77になります。ご意見として、災害時要援護者の中の在宅要医療者についてのご意見ですが、マニュアルを活用して対策を進めるよう条例に規定することが必要でないかというご意見が出されております。資料2の12ページ、災害時要援護者への啓発と支援の欄ですが、ここでは災害時要援護者の支援の内容について、在宅要医療者への対応が規定をされておりましたので、第5の2になりますが、支援者の一つに医療関係事業者を追加し、支援の内容の方には、医療の対応というのを追加をさせていただきます。それから、3の方ですが、現状では災害時要援護者の生活面に配慮したという骨子案になっていますが、生活面だけでなく様々な面に配慮した応急活動や復旧活動というものが必要になりますので、災害時要援護者の特性に配慮したという風に表現を修正したいという風に考えております。

それから資料1の3の資料の78になります。この78と資料2の11ページの第6の「災害時要援護者の情報の把握と適正な取扱い」の両方をご覧頂きたいと思っております。ご意見の方では、災害時要援護者の情報の把握では、真っ先に災害時要援護者の方から、訓練等に参加し支援を求めるように条例の骨子案では規定をされていると、ただ災害時要援護者には、なかなかそうした機会に参加できないって言った事が想定されるので、この支援者側から先に規定すべきではないかというご意見が出されております。このご意見に対しましては、条例作り検討会の方では、災害時要援護者であっても、全てを支援者に頼るのではなく、自らの命を守るためには、自らが備え、自ら支援を求めるなど、自ら努力することが大切であり、その意識を持つことが重要だという理由から、まず、災害時要援護者側から支援に必要な情報を提供することを規定していると説明をしました。これに対しまして、2回目の議会の総務委員会の際に、再びご意見があり、そのご意見の内容としては「災害時要援護者の命を守るためには、支援者にすべてを頼るのでな

く、災害時要援護者が自主的に地域の防災活動に参加をしたり、支援を求めたりすることが必要だということはある理解はできるが、ただその前提として、いつどこで地域の防災活動が行われるか、誰に支援を求めればよいか等、きちんとした情報の提供がなされていないと、災害時要援護者の方がまず自ら努力しなさいと求めるのは問題があると思う。第6項の1と2の順番を入れ替えて、支援者側からまず規定すべきと考えるので、検討会でもう一度検討してほしい」という意見が出されております。少し問題点を整理してみますと、災害時要援護者側から規定をしている現在の骨子案では、災害時要援護者の自助や自主性が重要だという考え方に立っておりますが、災害時要援護者からの支援の求めが先であることが現実的かという問題もございます。逆に、この2の方から先に規定をする、つまり支援者側から規定をする場合には、地域に災害時要援護者が潜在的にいると言う事を前提に、まず支援ネットワーク作りがなされ、災害時要援護者に対して語りかけをする考え方になります。災害時要援護者の支援の求めがなくても支援ネットワーク作りや支援の働きかけを行うように規定をする事になりますので、条例において地域における共助の取組みをどうも押し付けてしまう様に受け止められるという意見もあります。それぞれ、いろんな見方があるかと思いますが、こうした事も踏まえて、改めて検討会での検討をお願いしたいと思います。

次に、資料1の3の79、資料2の12ページの第6の災害時要援護者の情報の把握と適正な取扱いのところにあります。ご意見としまして「災害時要援護者の中には、難病患者の方など、地域の防災活動に参加できない人もいると思うが、そういう人は、家族が行うことになるのではないか」というご意見が出されております。災害時要援護者の中には、身体的な理由等から自らが地域の防災活動等に参加できない方もいらっしゃると思いますので、この第6の1のところの「災害時要援護者は、」を「災害時要援護者や家族は、」と修正させて頂きたいと思います。

次に、資料1の3の80になります。ご意見としまして「災害時要援護者にかかる個人情報の保護に関する指針について、自主防災組織が災害時要援護者を把握する際に、個人の情報の取扱いについて指針があれば説明ができ、スムーズに把握できると思うので、早くつくってほしい」というご意見が出されております。このご意見に対しましては、自主防災組織だけでなく、個人も含めた支援ネットワークを構成する支援者が災害時要援護者の個人情報を適正に取り扱うためには、より具体的で理解しやすい指針を新たに作成し、示すということが必要であるという県の考え方を説明させて頂き、新たな指針については、県の関係各課や高知県個人情報保護制度委員会、或いは市町村等との調整が必要となるため、できるだけ早く作成したいと考えていると言う事を説明しております。

第9章、第10章については、以上です。

(岡村会長)

ありがとうございます。この検討会でも災害時要援護者に関しては、色々なご意見を頂きましたが、基本的には自助、共助、公助の順番で議論して来た経緯があるように思います。災害時要援護者を主語にしたところが、流れとしては弱かったかなというふうには思いますけども、今の意見にも出ております骨子案を逆にして、支援者側から規定する事、つまりどこでどう言う事が行われて、どう言う訓練があったのか、誰に支援を求めるとか、訓練をそこからスタートしないといけないのではないかと思います。これに対してご意見がございましたら頂きたいと思います。

(青木委員)

会長のほうから纏めのところで、条例の今回のスタイルと言うか主語を誰にするかという事をずっとやって来た中で言えば、基本的には要援護者であっても自助から入ると言うスタイルをとって来た訳ですけ

ども、条文の構成でいったらここの要援護者のところで分かりやすいという県議会の意見は、それはそれで入れ替えるだけですから、そういう利用者から見れば、この条例の根幹がひっくり返るようなものではないので、それはそれで可能かなという思いはします。それほど大きな歪みになるわけでもないんじゃないかなとは思っています。それと併せてですが、資料1の3のところを出た付け加えられた79の方ですが、災害要援護者や家族というのが付け加えられて、家族でもというんですけど、これでいいかなと思う面もあります。一人暮らしの人だとか、そういう事を考えたりすると、家族というのが、ぽっと出て来る、それだったらもっと違う表現、子供なんかで言えば保護者とか、こういうのはどうしたらいいのかなという、わざわざ要援護者の援護をする人が家族というのでは、ちょっと狭いのではと思います。

(岡村会長)

圧倒的にお年寄りで一人暮らしと言うのが高知の特徴で、最近発生した地震でもそうですけど、家族じゃなく、ケアマネージャーであるとかご近所であるとか自主防災組織であるとか。支援者じゃないかと思うんですが、ちょっと言葉が足りなくて不十分なんですけども、このへんどうですか。家族はまずいですか。

(事務局)

第5の災害時要援護者への啓発と支援のところの1でも、県は、災害時要援護者の安全や被災後の生活が守られるよう、市町村等と連携して、災害時要援護者や家族があらかじめ取り組むべき備えやと言う事で、一方では家族を使っていたので、そういう意味では後ろの方でも家族をつけたしていいんじゃないかと単純に考えて入れたんですけども、先程のご意見がございましたので、ちょっとそこは持ち帰って検討したいと思います。ただ、支援者になると支援ネットワークの支援者とちょっとかぶって来るので、その表現は考えなければいけないかなと思いますけども、ちょっと今すぐには浮かばないので。

(青木委員)

障害があった部分とこことはちょっと意味が違うので、家族と言う集団で防災や地震災害を減らす為の努力がいるという場面とここの要援護者のところと結びついた家族というのは、ちょっと違和感と言うか違いがあるなと思う気がします。後もう一つ、資料3の要援護者のところを出た用語で、第2節第5の3のところ、生活面に配慮したというのを特性に配慮したという風に変えた方がいいんだという提案です。一般的には、ここで言おうとしているのは、災害時要援護者が抱えているとか直面している、福祉関係だったらニーズとかそういう事だと思うんですよね。特別な要求ですよ。特性と言った時には、広い意味で使う事もあるかもしれませんが、一般的にはプラス面の方をいうと思うんです。例えば災害時要援護者の福祉だったらニーズと言う風に言ったりします。また、個別に抱えている困難な条件だとか、何か用語で、特性というのが、ちょっと僕の中では言葉としては違和感があるということです。

(事務局)

まず、この項目に関する一つとして、生活面に配慮したという事で現行の骨子案が出来ているんですが、在宅要医療者でいうと生活面だけではなく医療面とか、そのほか災害時要援護者の中でいろんな面に配慮するというのが必要になってきますので、ここに生活面だけではなく医療面とかいろいろ加えようかなとも思ったんですが、医療面に配慮したというのはちょっと分からないという事で、その表現をこの特性に配慮したというのは、地域防災計画の中でも使っていますし、地域防災計画に使っているということ

は国の防災基本計画と言った部分でも使っています。なぜこの特性かという、災害時要援護者の中では、介護福祉員それから障害者と様々な方がいらっしゃいますので、それぞれ対処すべき内容というのは違っていると思います。目が見えない方、耳が聞こえない方、様々いらっしゃいますので、そういった様々な災害時要援護者の方の特性に配慮して対策、活動を実施するという事になりますので、地域防災計画の中では、そういった事でこの特性という言葉を使っているんじゃないかと、そこを引用してこの条文に入れて、この表現に修正をしてはと言う事で、ご提案をさせて頂いた訳です。骨子案でニーズと言いますと、ここは県がと言う事が主語になっていると思いますので、県は個別個別の要援護者の諸事情に合わせてというような施策をではなくて、多分各それぞれの方の必要とする事、政策的に大きな部分で手を打って行く事、特性に合わせて、こういうものいいをしておかなければというような所なので、ニーズというと個別個別の要援護者の事情に合わせて、そう言う部分があると限界があります。それは支援者がそれぞれ支援計画に定める事ですので、あまり個別事情に、個人のというような事を、最終的には支援者が、それをフォローして頂く、県は、という主語のところでは特性に合わせて、大きな政策について仕組みとして作っていくと言うところを条例では書くしかないのではないかとという言葉で、特性という言葉にしています。

(青木委員)

災害時要援護者のでいいのかな、と思います。事務局がニーズは避けたと言っていました、ここでいうと「災害時要援護者の特性」になると個別ですし、「災害時要援護者の特性に配慮した」になると、何かもっと抽象的なグルーピングをして、条件の特性だとか、政策上の一点の特性なのか、ここだと災害時要援護者という個別の特性に配慮したという意味になっちゃうんじゃないかなと言う事をちょっといま思ったところです。だから反対に、災害時要援護者の何々の特性に配慮したとか言う風に、グルーピングしたようなもの、政策や施策だとかという対応策だとかという事をちょっとかませないと、ニーズと同じに僕は理解するしかない、ニーズという言葉で個々の要援護者が持っている条件だとか、環境だとかの合成物になるかなと思っています。ちょっとまだこれで変えることにわだかまりがあるというか、ちょっと拘りたいなと思います。条例化する時には、また変わって法文上の用語になると思うんですけど。要援護者の個別の特性に配慮したというのと、ここでの同じになっちゃうんで、要援護者の何々の特性だと分るんですが、ということです。

(岡村会長)

要検討としましょう。個別の要求、個別の必要性ではダメで、諸事情に配慮してとか。

(西坂委員)

すみません、ちょっとその特性とは違う件ですけど、79番のご意見があった、自主的に参加するとともにという部分なんですけれども、順番を入れ替えるという方法以外に、私はちょっとこうしたらどうかなと思う点があります。防災活動等に自主的に参加するというのが一番に書いてあるので、もしかしたらその引っかけを覚えたのかもしれないと思ひまして、その第6の第2項を読みますと、情報交換や内容の把握に支援者も努めましょうという内容になっていますから、それと同じような配列にしまして、例えば「日頃から地域の支援者と情報交換を心掛け、支援者に対して必要な内容を提供し、更に防災活動に参加するよう努めるものとします」みたいな表現にすると、一番大事なのは、支援者との交流を密に保つと言う事が大事じゃないかなと思ひましたので、出来る方は、最後に参加すると言う事もやって行きましょうみたいな内容にしたら、順番を変えるのと同じような効果になるのではないかなと思ひました。以上です。

(事務局)

災害時要援護者の情報については、シンポジウムの中だったと思いますが、ディスカッションの結論が、システマチックに記録に残す事を優先するのではなく、記憶に残す事でその人を助けようという事が生まれるんじゃないかというものでした。その情報の交換は、まず日常の日頃のコミュニケーションが先にあり、そう言う部分について知り合いになって、一緒に活動して行く中ではこういう方がいる、この方を何とかしたい、実は私はこういう事を手伝って貰いたいんですよってという、そういう日常のコミュニケーションからあるといった事が出た結論だったもので、その趣旨を反映して、いまこの順番になっています。情報の交換を先に書いて、活動に参加するという順番では皆さんの言われた去年の 11 月の結論とどうかという事をまた議論して頂きたいと思います。

(西坂委員)

私が言いました情報の交換というのは、シンポジウムにあったような個人の情報という事だけではなくて、地域でどういう防災活動を行っているかとか、なんて言うんでしょうか、自分の情報を出すと言う事じゃなくて、地域の情報を受け入れると言う意味の交流というんでしょうか、そういう交流を心掛けというのを、最初に入れたらどうかという意味だったんですけど、だからもしそこが引っ掛かるという事でしたら、参加するというのが、努めるの前に持ってくるだけでもだいぶ印象が違うのかなと思ったんですが、どうでしょうか。

(事務局)

議会の委員さんからのお話の出た事は、西坂さんの言われた意味と同じくもう少し柔らかくという事もありますけども、そもそもなかなか災害時要援護者等というより特に障害者の方も含めて、なかなか自らがという気持ちを持っている方がなかなかまだ少ないし、社会環境がまだそこまで行っていないんじゃないかという心配があります。ただ、障害者の方を含めて、その方達が、自ら先にそう言った中に飛び込んで行くという姿勢はよく分るし、理解も出来るけれども、今のまま本県の状況を考えた時に、まだそういった状況にまだなっていないという事を考えれば、やはり周りから少しそういった環境を作って行くという事を考えた方がむしろいいんじゃないかと。そうするとこの骨子案をそう言った意味で逆にした方が、むしろ今後の整理・検討を促す事になるのではなからうかなというのが、委員の趣旨であろうかというふうに思います。ですから、単にここに語句を入れるということではなく、やはりまだそういった環境になっていないという事を考えた時に、少し条例に向けては、少しそれを促していく、自らがまた考えられるようにやっていくという方向で、少し条文の位置を換えたいという意味ではなからうかと思えます。

(岡村会長)

高知県の現状のことを考えれば、平成 13 年に東南海・南海地震に関する基本的な災害の備えが国から示されてから始まったんですが、今の段階では、まだいろんな避難訓練であるとか、勉強会参加も健常者だけなんですよね、現実的に。本来は、そこに具体的に個別の施設ではやっておられるんですけど、その中に地域で出来る、或いはそれほど重症者ではない方に参加して頂いてという事は、ほとんどやられていない。町でも同じことがあって、同じマンションには、動けない老人がたくさんいると言う事が、そういう会をやると初めて分られるんですよ、皆さん。やはりそういったところにもお越しいただいて、エレベーターが使えない時に、その方をどうやって下まで降ろすかといったことをみんなが考えて行かなければ

いけないんですけど、ほとんどの自主防災でそうですけど、なかなかそこまでいってないんですよ。それは、健常者だという主語ではなくて、要援護者の方を主語にした時に、当然のことですが時間がかかるので、まず地域が理解していった、それから徐々に夜間に訓練する、要援護者の方にも出ていただくことによって、より具体的に実態に近い形で、時間がかかりますけど、やろうと思えばできる。

(青木委員)

要援護者の場合には、その組織があつて自主防災組織だとか、町内会だとかいうのは、この要援護者をシステマティックというか、そういうものとしてフォーマルに事前に持つてると言う事について、僕は、かなり危惧の発言と言うか、そうじゃないんじゃないですかという発言してきました。そう言う事から言えば、一般の原則は、要援護者の場合には、そのこのタイトルで災害時要援護者の情報の把握というよりは、要援護者の把握と個人情報の適正な取り扱いというような形にして、だから、3 のところに最終的には行く訳ですけど、ここの3 が最終的な原則のところですから、それを実現して行く個人情報について、要援護者の個人情報について、それをきちんと適正にやる為には、前のところが大事ですよという含みが、かなりあると思うんですね。そう言う事から言えば、タイトルを災害時要援護者の把握と個人情報の適正な取り扱いで1 と 2 は、先程の最初に発言して、この項の時の発言を前提に、それ特例、例外ですから、特例ですから、支援者の先程発言があつたような形で、議会筋から、災害時の要援護者の情報を、誰がどう言う形で持つことがいいのかと言う事であれば、それを強調すると、支援者の側は、そう言う事を配慮を書いて、次に、本人が自主的に参加して情報を提供するようにして、ここに交流が出来て、情報把握が、双方が出来るようになって、更に個人情報としては適正取り扱いの指針に基づいてやっていけばいいという大原則を、ここは一応説明はつくんじゃないかなと思うんですけどね。だから、入れ替えてもそれ程の、最初言ったように、大原則をひっくり返すようなものじゃなくて、一応ここで書いてあると思うんだよね、機械的に支援者だとか、自主防災組織だとか、町内会だとか、行政がその名簿を一括持つと言うのは、それが先にあるんじゃないですよと言う事をかなり条件付けた条文で、それはシンポジウム等のその他でもほぼここでは合意が取れたのではないかなと思っています。

(岡村会長)

いかがでしょうか。基本的には記録から記憶へという大事な部分ですが。

(上田委員)

今の青木先生のご意見に私も賛成です。最初の1 と 2 の順番につきましては、災害時要援護者につきましては代理方式と言う事で出発したところがございまして、そう言った意味で、まず本人の、或いは家族の了解のもとと言う事で出発しておりますのが、多分1 番から2 番というふうに私は理解しておりますが、その前にやはり支援者の方でいろいろ情報を提供してやるという事は、大事だと思いますので、そうじゃなければ分らない事もありますので、1 番と2 番を入れ替えても別に文書の流れとしてもそんなに齟齬が生じる事はないと思います。

(岡村会長)

ご意見がないようでしたら、要援護者の事については、第2 節について入れ替えてということに賛成ということでよろしいですね。それでは、4 つのグループに分けましたご意見に関して、一通りお考え、或いは検討、修正、検討追加ございましたけれど、委員会としての追加は無かったと思いますが、検討は更

に進めていきたいのでご理解頂きたいと思います。長い時間今日もご意見いただきましてありがとうございます。骨子案に対してご意見への対応の検討ということで、県民の方、県議会のご意見を踏まえまして、骨子はこれでいいんだと思いますけれども、基本的にはこのような内容を骨子とするということを、ご理解頂けますでしょうか。

(上田委員)

ひょっと私が聞きぬかっていたのかも分からないので、ちょっと確認させてもらいたいのですが、第3章の大津波から逃げるという表題ですが、これは南海地震の特徴としての大津波から逃げるというのは一番の基本中の基本ですから、ここへ象徴的に出ておりますが、この第3章の中身は大津波から逃げる事はもちろんですが、第6にもありますように、津波の侵入による被害の軽減対策とか、その事もこの中に出ております。例えば他の章の取り方、第4章では火災から命を守る、第6章では災害から命を救うという事を考えますと、大津波から命を守るとすれば全部統一された表題になるとは思いますが、これは前に書いたと言う事で議論した経緯があったですよ。

(事務局)

第6のところでは、津波の侵入による被害の軽減対策と書いてあるんですが、ハード対策なりハードの維持管理についてなんですけど、ここで言うと津波を防ぐと言う事ではなしに津波の侵入の侵入を遅らせる事によって、逃げる時間を少しでも増やすと言う風な観点からこのハード対策というのが入っております。当然、大津波から逃げると言う事は、命を守ると言う事になるんですが、要は、この条例を見た時のメッセージ性をどう伝えるのかと言うところになってくると思います。常々、県の方からもお話をさせて頂き、岡村先生からも地域の話をして下さっておりますが、大津波からまず逃げて頂く事が大切なんですよと言う風なご意見をおっしゃって頂いていると思います。そう言う意味では、命を守ると言う事にはなる、ひいては命を守ると言う事にはなるんですけど、そう言う意味で、この章名としては、大津波から逃げると言う方が、命を守るというよりはいいじゃないかと言う事で事務局としては、つけさせて頂いたと言う事です。

逃げると言う事は、命を守るから逃げると言う意味合いが大体あるので、含んでいると言う事です。現在、章名が骨子案では、命を守るで幾つか使っていますが、この条例は生命とか身体とかと言う言葉と命と言う言葉が併用しておりまして、法令になる時に何がしか整理をするようにと言う指示を多分法令審査の中で受けて、命を守るの方が残るかどうかが、ちょっとどうだろうというのが事務局としてちょっと疑義があります。むしろ津波から逃げると言う具体的なメッセージ性を各章で、ちょっとそれもあまり長くない程度で、なんか書くようにならないかという再考をちょっと迫られる可能性もあるのではないかと、生命と命と身体とが共存しているところが前から気になっていまして、そこはちょっとまた次回以降、皆さんに相談して行く事になろうかとは思っています。

(上田委員)

変化をつけるというのも、あっていいんじゃないかと思います。

(岡村会長)

津波の場合は、これまでも県の方では逃げの方がいいと言う事ができました。

ありがとうございました。それじゃ、これまでいろいろなご議論頂きましたんですけど、事務局では再

度の検討をお願い致したいと思います。

他に何もなければ、事務局の方から今後の日程についてご説明をお願い致します。

(事務局)

第15回の検討会になりますが、ちょっと予定の方を先程見させて頂いたら、9月21日の午後でと言う方が多かったので、とりあえず予定としては、9月21日の午後1時半からと言う事に予定をさせて頂きたいと思います。ちょっと場所の方につきましては、まだ未定ですので決まりましたらお知らせをさせて頂きますが、次回の検討会では、本日検討頂きました条例の骨子、一部修正をするところ、或いは宿題を頂いているところがありますが、そこを整理した上で、その骨子を基に条例案を作成をして条例案のご検討を頂きたいと言う風に思っておりますので、よろしくお願い致します。

(岡村会長)

はい、それでは検討会を終わります。